

支援対象避難者の優先入居に係る Q&A

総論

今般の措置の趣旨及び内容如何。

- 子ども・被災者支援法及び同法に基づく基本方針において被災者生活支援等施策を推進するものとされていることから、各事業主体に対して支援対象避難者を優先入居の対象とするよう要請するものである。

支援対象避難者とは誰か。

- 平成23年3月11日時点で、下表に掲げる**対象地域**（①子ども・被災者支援法第8条第1項に規定する支援対象地域、②旧緊急時避難準備区域、及び③原子力災害対策本部の決定により避難指示区域が解除された地域をいう。）に居住していた者をいう。

<表>

福島県中通り	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町の一部、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
福島県浜通り	いわき市、相馬市、南相馬市の一部、広野町、楡葉町の一部、川内村の一部、新地町

- 原子力災害対策本部の決定については以下 URL 参照。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/>

支援対象避難者に該当することは如何にして判断するのか。

- 公営住宅に入居しようとする者が支援対象避難者に該当するか否かについては、入居の申込み時点で、居住実績証明書（平成26年6月18日付け国住備第32号に定める別記様式）をもって判断する。
- 居住実績証明書以外の書面をもって、判断することはしないものとする。

支援対象避難者を特定入居させることは可能か。

- 公営住宅の入居者の募集方法は、入居資格者の入居機会を公平に付与する観点から、公募によることが原則（公募原則）となっている。このため、公募原則の例外として特定入居（公募によらず特定の者を公営住宅に入居させること）が可能となる事由は、物理的に居住が不可能となるケース等に限定されており、他の入居希望者と比較して最優先で入居させることが合理的であるものとして、法令に規定する事由に該当する場合にのみ可能（それゆえ事業主体が条例等で独自に特定入居の事

由を設定することはできない。) となっている。

具体的には、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却等、公営住宅法第 22 条第 1 項及び公営住宅法施行令第 5 条各号に列挙する特別の事由がある場合に限定される。

支援対象避難者の中で優先順位はないのか。

- 今般の通知は、「子ども・被災者支援法」に基づき、支援対象避難者の公営住宅への入居の円滑化の措置の実施を要請するものであるところ、「子ども・被災者支援法」による支援策の対象となる者は、子ども・妊婦を含む世帯に限定されているわけではないことから、今般の通知の中で特に優先して取り扱うべき世帯類型を定めているわけではない。
- しかし、①「子ども・被災者支援法」第 1 条に「特に子どもへの配慮が求められている」とあること、②国としても、母子世帯、父子世帯等の世帯は現在の社会経済情勢に照らし特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる旨従来から通知しているところであることから、各事業主体の判断で、支援対象避難者のうちこれらの世帯に該当する者を他の支援対象避難者に優先して取り扱うことを妨げるものではない。

居住実績証明書には有効期限はあるのか。

- 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象地域が消滅するまでを想定しているが、福島に対する支援の状況を踏まえながら適宜見直しを予定している。

今般の措置は、居住制限者とのバランスはどうなっているのか。

- 居住制限者については、以下の取扱いとしており、必ずしも均衡を失するものではないと考える。
 - ①公募によらない入居（特定入居）が可能。
 - ②収入の額の多寡に関わらず、入居することが可能。
 - ③居住制限者向けの公営住宅が建設されており、かつ、耐用年限の 1 / 6（木造：5 年）を経過すれば当該公営住宅の払下げを受けることが可能。
 - ④東京電力株式会社から、避難・帰宅等に係る費用や家賃に係る費用の賠償金が支払われている。

今般の措置は、すぐに開始しなければならないのか。

- 各事業主体において、準備が整った時点から開始していただいで構わない。
なお、避難元市町村において居住実績証明書の発行準備が整った時点で、国から記者発表等によりお知らせする方向で検討している。

困窮要件

新規の避難者の住宅困窮要件については如何に判断すべきか。

- 居住可能な住宅を所有しながら公営住宅への入居を希望している者は、住宅困窮要件をみたさないことが原則であるが、居住実績証明書を提出した支援対象避難者については、対象地域に住宅を所有していても入居の申し込み時点の居住実態をもって現に住宅に困窮していると判断されれば住宅困窮要件を満たすものとして取り扱うことから、対象地域内に住宅を所有していることをもってただちに住宅困窮要件を満たさないとは解されない。
- このため、
 - ①既に避難している者の住宅困窮要件について
現在の避難先での居住実態をもって判断することとなる。
 - ②新規に避難する者（公営住宅の入居の申込み時点で対象地域内に所有する住宅に居住している者）の住宅困窮要件について
対象地域が、一定の基準以上の放射線量が計測されている地域であることに鑑みると、住環境水準の充足状況が著しく低く住宅困窮の度合いが高いと考えられるため、原則として住宅困窮要件を満たすものと考えられる。

収入認定

収入認定の特例を設ける趣旨如何。

- そもそも本措置は、子ども・被災者支援法及び同法に基づく基本方針において被災者生活支援等施策を推進するものとされていることに基づき実施するもの。
- 公営住宅法における「収入」の計算は、公営住宅法施行令第1条第3号の規定により、「入居者及び同居者の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額」を基礎とする。
- したがって、実際に入居する者の所得金額を基礎とすることとなるのが通例であるが、単身赴任等、世帯の一部の者が別居する場合には、①生計を一にしており経済的な一体性があること、②別居が一時的であることのような事情に鑑み、実際には別居している者も含めて世帯全員の所得金額を基礎とする場合があるものと承知している。
- いわゆる母子避難で世帯が二重生活をする等の場合において、様々な所得水準の支援対象避難者がいることに鑑みると、世帯全員の所得金額によっては、入居収入基準を満たさないケースが想定される。
- このため、その所得金額を勘案される者の範囲を定めるとともに、その所得金額の合計を1/2とすることで、支援対象避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援するものである。

なぜ「1/2」としたのか。

- 様々な避難のケースが想定されるものの、二重生活となることから一律に「1/2」とした。

収入認定の特例は入居収入基準だけでなく、家賃算定の際にも適用となるのか

- 入居収入基準（公営住宅法第23条第1号）と家賃（同法第16条）は、いずれも「収入」を基準としているため、本措置により算定した収入は、結果として、家賃に反映されることとなる。

実際に同居しない者で、収入を勘案される者は令第1条第3号の人的控除の対象となるのか。

- 実際に同居しない者で、収入を勘案される者は、人的控除の対象とはならない。

避難した家族がある公営住宅に入居した後、その公営住宅に入居しなかった者（例えば、対象地域に残った父親）は、別の公営住宅に入居することはできるのか。

- 家族が生活している公営住宅が存在することから、原則として住宅困窮要件を満たさず、別の公営住宅に入居することは出来ない。

問合せ先

【国土交通省】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 合同庁舎3号館2階

国土交通省住宅局住宅総合整備課 企画指導係、公共住宅管理係

代表：03-5253-8111、内線：39374、39384